（生徒指導室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官）

第二十六条　児童生徒課に、生徒指導室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官それぞれ一人を置く。

2　生徒指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における生徒指導（以下この条において単に「生徒指導」という。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

二　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、生徒指導に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　教育関係職員その他の関係者に対し、生徒指導に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

3　［略］

4　生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（総合教育政策局並びに特別支援教育課及びいじめ・自殺等対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　いじめ・自殺等対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校におけるいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第一条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策、自殺対策並びに児童及び生徒による犯罪又は刑罰法令に触れる行為が行われた場合の対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官）

第二十六条　児童生徒課に、生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官それぞれ一人を置く。

2　生徒指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における生徒指導（以下この条において単に「生徒指導」という。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

二　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、生徒指導に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　教育関係職員その他の関係者に対し、生徒指導に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

3　［略］

4　生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課並びにいじめ・自殺等対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　いじめ・自殺等対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校におけるいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第一条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策、自殺対策並びに児童及び生徒による犯罪又は刑罰法令に触れる行為が行われた場合の対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

6　産業教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（以下この条において単に「産業教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

二　産業教育のための補助に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　産業教育の基準（教材に係るものを除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

四　中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（情報教育に係るもの及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

六　教育関係職員その他の関係者に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

七　看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校又は中等教育学校の指定に関すること。

7　産業教育振興室に、室長、産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。

8　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

9　産業教育調査官は、産業教育に関する専門的事項（教育課程に関するものを除く。）についての調査、指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。